

第8波の終息に向けて（抜粋）

令和5年2月3日決定
令和5年2月6日適用
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、昨年12月23日に「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を
発出するとともに、「医療ひっ迫防止対策強化地域」の指定を受け、
対策に取り組んでまいりました。

その結果、本県の医療負荷の状況は、ここにきてようやく改善の兆
しが見え始めました。

このため、2月12日を期限としていた「岐阜県医療ひっ迫防止対
策強化宣言」については、2月5日をもって前倒しで終了いたします。
これまでの感染防止対策への皆様のご協力に感謝申し上げます。

しかしながら、医療従事者の感染などにより入退院が制限される
医療機関が未だ発生しており、完全に医療ひっ迫が解消されたわけ
ではありません。

県民の皆様におかれましては、ご自身やご家族など大切な人を守
るため、引き続き、以下の対策を「オール岐阜」一丸となって徹底し
ていただきますようお願い申し上げます。

<県民の皆様にご協力をお願いします>

- 速やかなワクチン接種
- 基本的な感染防止対策の徹底
- 救急外来や救急車の利用は、真に必要な場合に限る
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大に
つながる行動は慎重に
- 飲食店での大声や長時間の飲食の回避、会話の際のマスク着用を
徹底、大人数の会食への参加は慎重に

